

# 阿見町復興推進計画

茨城県阿見町

## 1. 計画の区域

阿見町全域

## 2. 計画の目標

東日本大震災の発生により、本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部の市町村の漁港周辺地域においては、津波浸水被害により生産活動の基盤に甚大な被害を受けており、これら地域における雇用に深刻な影響を及ぼしている。一方、本町でも住家等の被害に加え、町内に3つある工業団地の各工場においては、製造ラインが崩れたり天井や壁が落下するなどの被害を受けた。

このような中で、本町の圏央道、阿見美浦バイパスに面した沿岸部との流通に便利な地域特性、企業の立地に必要な工業団地やICが町内に整備されている地域資源を活用し、本町の中核的産業を担うだけでなく沿岸部での雇用も創出しようとする企業の誘致を図り、沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部での雇用機会を創出する。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町での雇用機会の創出及び沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部での雇用機会を創出するため、本町の製造業において製造品出荷額の約21%、従業者数の約16%を占める中核的産業である食料品製造業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ①事業の内容

本町に新たに立地する雪印メグミルク株式会社（以下「対象事業者」という。）が、阿見東部工業団地において乳製品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、対象事業者が現在稼働中の3工場を廃止し、全国のプロセスチーズやマ

ーガリンの生産や配送を本町に新設される生産の効率化を推進するための新技術を導入した食品工場に集約するものである。この本町に新設される工場には、北海道からの原料チーズや脱脂濃縮乳等、商品のナチュラルチーズやバターが茨城港を通じて搬入されることとなり、これまでの3工場での原料等の集荷量から年間約3万トンが見込まれる同港湾における港湾貨物取扱量について、工場新設に伴い一定量増加するとともに、同工場における年間約5万トンの製品について、主に国内遠隔地向けの出荷のうち一定量は茨城港を通じて搬出され、同港湾における港湾貨物取扱量が増加することから、沿岸部の運輸・物流関連産業を中心に雇用機会が創出されることとなる。

今回設備投資される食料品製造業は、本町の製造品出荷額の約21%、従業者数の約16%を占める中核的な産業であり、かつ、本事業は、食料品製造業の製造品出荷額の約78%、従業員数の約41%を占める中核的な企業が実施するものである。また、投資の規模としても、本町における食料品製造業の平均投資額を大きく上回る設備投資額である。

したがって、今回計画している工場の新設による雇用効果や経済効果は大きく、本町での雇用機会を創出するだけでなく、計画の目標にある沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部における雇用機会の創出を図るために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

農林中央金庫

茨城県信用農業協同組合連合会

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

乳製品を製造する対象事業者は、国内最大規模の出荷額等のみならず、その有する技術、製品は世界的なレベルを誇る企業である。

当該計画の実施により、本町において対象事業者における大規模な食料品製造ラインが新たに稼働することに伴い、食料品製造業に主に関連するプラスチック容器包装製造等のプラスチック製品製造業、物流業等の関連企業が集積している本町では、こ

これらの産業の活性化につながるとともに雇用の維持及び創出がされることから、本町の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

#### 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の見解を聴取した。

また、阿見町、農林中央金庫、茨城県信用農業協同組合連合会、対象事業者を構成員とする阿見町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。